

市第42号議案

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市開発事業の調整
等に関する条例の一部改正

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市開発事業の調整等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市開発事業の調整
等に関する条例の一部を改正する条例

（緑の環境をつくり育てる条例の一部改正）

第1条 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第
47号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「場合」の次に「（当該建築物の敷地の
すべてが都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定
する緑化地域又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制
限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）別表第11(あ)欄
に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和
43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に掲げる地区整備計
画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している
場合にあつては、同表(い)欄に掲げる地区）に含まれる場合を除く
。）」を加え、同項第2号中「造成」の次に「に係る敷地のすべ
て」を加える。

（横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜

市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号ただし書中「ただし」の次に「、開発事業区域のすべてが都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域に含まれる開発事業(第2条第2号ア若しくはイに掲げるもののうち敷地面積が500平方メートル以上の建築物の建築を目的とする部分又は同号ウに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市緑化地域に関する条例の施行に伴い、関係規定の整備を図る等のため、緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正したいので提案する。